

## 消費税法を廃止する法律案要綱

### 一 消費税法の廃止

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)は、廃止するものとする。[本則関係]

### 二 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。[附則第一条関係]

### 三 旧消費税法に規定する経過措置の効力

この法律による廃止前の消費税法附則中にある関係他法律の改廃に伴う経過措置については、この法律の施行後も、なおその効力を有するものとする。[附則第二条関係]

### 四 消費税法の廃止に伴う一般的経過措置

この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に課税地域から引き取られた外国貨物に係る消費税については、なお従前の例によるものとする。[附則第三条関係]

## 五 継続供給等に係る課税資産の譲渡等に関する経過措置

施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される継続供給等に係る課税資産の譲渡等については、原則として、施行日に行われたものとみなすものとする。〔附則第四条関係〕

## 六 資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置

資産の譲渡等の時期の特例により施行日前に行われたものとされる資産の譲渡等に係る消費税については、なお従前の例によるものとし、施行日以後に行われたものとされる資産の譲渡等については、この限りでないものとする。〔附則第五条から第八条まで及び第十七条関係〕

## 7 課税機関の特例等

- ( 1 ) 平成二年三月三十一日の属する課税期間については、同日までの期間とするものとする。〔附則第九条第一項関係〕
- ( 2 ) 施行日以後に提出期限の到来する中間申告書については、その提出は要しないものとする。〔附則第九条第二項関係〕
- ( 3 ) 第一項の規定により平成二年三月三十一日までの期間とされる課税期間に係る個人事業者の確定申告

書の提出期限は、同年六月三十日とするものとする。[附則第九条第三項関係]

#### 八 施行後に仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日から平成三年三月三十一日まで  
の間において返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、仕入れに係る対価の返還等を受  
けた場合には、同年五月三十一日までに、申告・納付をしなければならないものとする。[附則第十条関  
係]

#### 九 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置

- ( 1 ) 課税売上割合が三年間で著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調  
整の規定は、適用しないものとする。[附則第十一条関係]
- ( 2 ) 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整について  
は、施行日前の転用の場合になお従前の例によることとし、施行日以後の転用の場合には行わないもの  
とする。[附則第十二条関係]
- ( 3 ) 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整について

も、施行日前の転用の場合になお従前の例によることとし、施行日以後の転用の場合には行わないものとする。[附則第十三条関係]

#### 十 施行後に売上げに係る対価の返還等をした場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、施行日以後に返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、売上げに係る対価の返還等をした場合には、申告書を税務署長に提出し、還付を受けることができるものとする。[附則第十四条及び第十六条関係]

#### 十一 施行後に貸倒れが生じた場合の経過措置

事業者は、施行日前に国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、施行日以後に貸倒れが生じたときは、申告書を税務署長に提出し、還付を受けることができるものとする。この場合において、改めて領収をしたときは、二月以内に、申告・納付しなければならないものとする。[附則第十五条及び第十六条関係]

#### 十二 罰則に関する経過措置

罰則に関し所要の経過措置を整備するものとする。[附則第十八条関係]

### 十三 政令への委任

この附則で定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。[附則第十九条関係]

### 十四 関係他法律の改正及びその経過措置

関係他法律の改正を行うとともに、その経過措置について所要の規定の整備を行うものとする。[附則第二十条から第五十六条まで関係]